

新生児・小児聴覚検査体制整備事業の実施状況について

1 要旨・目的

聴覚障害児を早期に発見し、療育・教育支援につなげるための新生児・小児聴覚検査体制整備事業に関する令和6年度の実施状況について報告する。

2 現状・背景

- 聴覚障害は、早期把握と適切な早期支援が行われることにより、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、各都道府県においては、検査の実施体制、精度管理体制及び早期療育支援体制を整備する必要がある。
- 県内の検査体制の充実を図るため、分娩取扱医療機関及び助産院等における聴覚検査機器の新規購入に対する補助（令和2年度開始）及び、二次聴力検査機関における精密検査機器の新規購入に対する補助（令和5年度開始）を実施している。
- 検査結果の迅速な把握や、精密検査未受診者に対する市町からの受診勧奨や保護者支援、二次聴力検査機関等から療育・教育機関へのつながりを確実に円滑に行えるよう、令和5年4月から、新生児・小児聴覚検査精度管理システム及び広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターの運用を開始している。

3 概要

(1) 事業内容

ア 新生児聴覚検査に係る検査体制の充実

分娩取扱医療機関等における聴覚スクリーニング検査機器の新規購入・更新への補助、二次聴力検査機関における精密検査機器の新規購入への補助を実施している。

- ・聴覚スクリーニング検査機器の新規購入 令和5年度：2施設、令和6年度：0施設
- ・聴覚スクリーニング検査機器の更新 令和5年度：8施設、令和6年度：5施設
- ・精密検査機器の新規購入 令和5年度：2施設、令和6年度：0施設

イ 新生児・小児聴覚検査精度管理システムの運用

システムにより、検査結果や精密検査受診状況等を関係機関で共有し、未受診者への速やかな受診勧奨等を行っている。また、システムに登録された要精密検査児の受診状況等のデータを分析し、より効果的な支援について検討している。

- ・システム登録児（聴覚スクリーニング検査で要精密検査となった児）数
令和5年度：84名、令和6年度：106名
- ・システム登録児の二次検査または精密検査受診までの平均日数※
令和5年度：約26.0日、令和6年度：約10.1日

※ 分娩取扱医療機関等（産科等）における確認検査日から、二次または精密聴力検査機関（耳鼻科等）の初診日までの日数

ウ 新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターの運用

システムを活用した関係機関に対するフォローアップや、新生児聴覚検査に係る保護者向け普及啓発、市町担当者向けの研修等を実施している。

- ・相談対応件数（システムに関すること、登録児に関すること 等）
令和5年度：413件、令和6年度：623件
- ・保護者向けリーフレットの増刷、市町保健師向け基礎研修の実施 等

(2) 予算

令和7年度当初予算 36,817千円（一部国庫）

赤ちゃんの“耳のきこえ”の 検査を受けましょう

～新生児聴覚検査のご案内～

赤ちゃんは、生まれた時から、周囲の声や音をきくことでコミュニケーションをとるための準備を始めることができます。

“耳のきこえ”は、赤ちゃんのことばや心の成長にとっても大切です。

生まれつき耳のきこえにくい赤ちゃんは1000人に1～2人いると言われています。

しかし、生まれてすぐに耳がきこえているかどうかを外見から判断することはできません。

そこで、早期に“耳のきこえ”を確認するために、「新生児聴覚検査」を受けることをおすすめします。



赤ちゃんの“きこえ”と“ことば”の 発達のめやす

2～3か月ごろ

- ①話しかけると、アーとかウーと声を出して喜ぶ(ニコニコする)。
- ②ラジオやテレビの音などに顔(または眼)を向けることがある。

5～6か月ごろ

- ①父母や人の声など他人の声をききわける。
- ②話しかけたり歌をうたってあげるとじっと顔をみている。
- ③声をかけると意図的にさっと振り向く。

9か月ごろ

- ①外のいろいろな音(車、雨、飛行機など)に関心を示す。
- ②音楽や歌をうたってあげると手足を動かして喜ぶ。
- ③ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く。

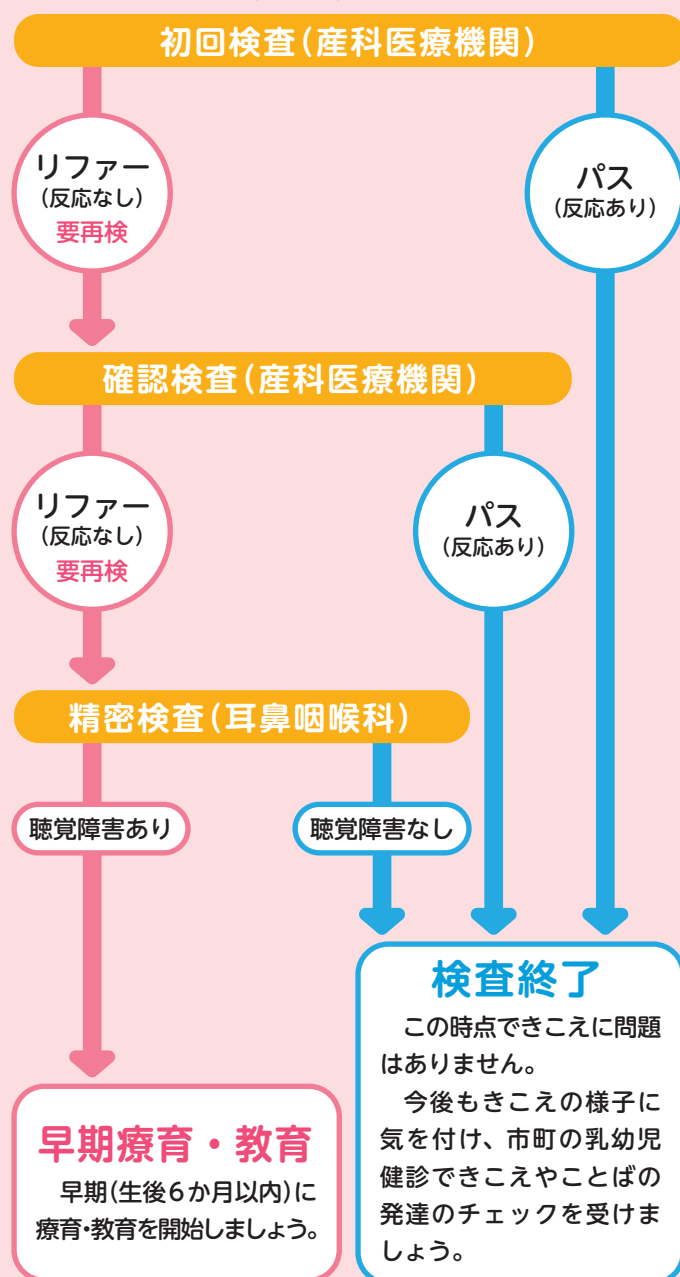
12～15か月ごろ

- ①となりの部屋で物音がすると、不思議がって耳を傾けたり、あるいは合図して教える。
- ②目、耳、口、その他の身体部位をたずねると指をさす。

(一社)日本耳鼻咽喉科学会「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」より

ことばの発達には個人差があります。気になるときは、かかりつけの医師や市町の保健センターにご相談ください。

新生児聴覚検査のながれ



新生児の“耳のきこえ”に関する Q & A

Q1 検査は受けた方が良いのですか？

A1 赤ちゃんの“耳のきこえ”は外見だけではわからず、判断できません。広島県ではすべての産科医療機関で赤ちゃんの新生児聴覚検査(初回検査)が受けられますので、ぜひ検査を受けましょう。検査を受けるための補助券は、市町から交付される母子健康手帳の別冊にありますので、ご確認ください。

Q2 どのような検査ですか？

A2 赤ちゃんが眠っているあいだに、小さな音を聞かせて脳の反応を測定する検査です。検査は数分から10分間程度で安全に行うことができ、痛みや検査による副作用はありません。

Q3 いつ検査をしたらよいのですか？

A3 出生後、おおむね3日以内に出生した産科医療機関で行います。助産施設で分娩された場合も検査は可能です。

Q4 検査の結果が「パス(反応あり)」だったときは？

A4 今回の検査ではきこえに問題はありません。ただし、成長過程で中耳炎やおたふくかぜなどによって、きこえの問題がおきる場合もありますので、今後もお子さんのきこえやことばの発達の様子に気を付け、市町の乳幼児健診等で確認を受けましょう。

Q5 検査結果が「リファー(反応なし)」だったときは？

A5 初回検査で「反応なし」の場合でも、必ずしもきこえの問題があるとは限りません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳に羊水が残っているなどの原因により、検査にパスしないことがありますので、確認検査を受けましょう。

確認検査でも「反応なし」の場合には、精密検査機関での検査が必要です。産科から、専門の耳鼻科へ紹介する体制ができています。

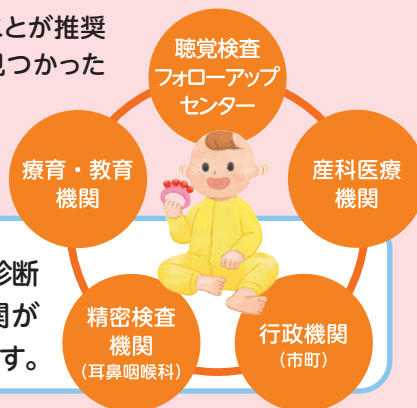
なお、難聴の原因となり得るウイルスの検査を生後3週間以内に実施することが推奨されています。検査のためにおしっこを少し取って検査に出し、ウイルスが見つかった場合には治療のために小児科を受診していただくことがあります。

精密検査の対象となったお子さんをフォローアップします

広島県では、耳が聞こえにくい可能性のあるお子さん、難聴と診断されたお子さんの健やかな発達をサポートする目的で、関係機関がクラウド上のデータベースに必要な情報を入力し、データを共有します。

どんな支援をしてくれるの？

- ・新生児聴覚検査(確認検査)の結果がリファー(要再検)となったお子さんについて、関係機関が速やかに情報共有し、精密検査機関を受診できるよう支援します。
- ・精密検査の結果、療育・教育が必要となったお子さんが、早期(生後6か月以内)に療育・教育を受けることができるよう支援します。
- ・お住まいの市町において、保護者の方からの様々なご相談に対応します。また、受診状況等をおたずねすることがあります。



赤ちゃんの“耳のきこえ”が心配な場合は、かかりつけの医師、またはお住まいの市町保健センターにご相談ください。



このパンフレットを手にとって くださった方へ

赤ちゃんの新生児聴覚検査(スクリーニング検査)の結果、「精密検査」が必要ということについて、大変ご心配のことと思います。

このパンフレットでは、保護者の方の疑問にお答えし、今後の検査などについてご紹介します。



広島県内で新生児の検査ができる 精密検査機関

医療機関一覧

※診療科名は「耳鼻咽喉科」です。ただし、県立広島病院を除く

二次聴力検査機関

二次聴力検査機関は限定的な検査を行う医療施設です。
二次聴力検査機関で診断が難しい場合は、精密聴力検査機関に紹介します。

J R 広島病院

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-1-36

広島市立北部医療センター安佐市民病院

〒731-0293 広島市安佐北区亀山南 1-2-1

呉共済病院

〒737-8505 呉市西中央 2-3-28

中国労災病院

〒737-0193 呉市広多賀谷 1-5-1

県立広島大学附属診療センター

〒723-0053 三原市学園町 1-1

J A 尾道総合病院

〒722-8508 尾道市平原 1-10-23

東川耳鼻咽喉科医院

〒720-0805 福山市御門町 3-2-8

東広島医療センター

〒739-0041 東広島市西条町寺家 513

J A 広島総合病院

〒738-8503 廿日市市地御前 1-3-3

精密聴力検査機関

広島大学病院

〒734-8551 広島市南区霞 1-2-3

広島市立広島市民病院

〒730-8518 広島市中区基町 7-33

県立広島病院小児感覚器科

〒734-8530 広島市南区宇品神田 1-5-54

広島赤十字・原爆病院

〒730-8619 広島市中区千田町 1-9-6

市立三次中央病院

〒728-8502 三次市東酒屋町 10531

出典：一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
<https://www.jibika.or.jp/>

赤ちゃんの

“耳のきこえ”の検査で 「要精密検査」となった方へ



広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター
(開設日 毎週月・木 9:30～16:00 ※祝日と年末年始を除く)
TEL:082-258-3512

MAIL:fu-mimikodomo@pref.hiroshima.jp

広島県健康福祉局子供未来応援課

TEL:082-513-3171 FAX:082-502-3674

Q1

「要精密検査」は何を意味するのですか？

A1

必ずしも難聴があることを意味しているわけではありません。

今回受けられた「新生児聴覚検査」(初回検査・確認検査)は、ささやき声程度の音で行われており、結果として「その音に脳の反応がなかった」ことを意味しています。

例えば、検査のときに赤ちゃんの体が動いたり、耳の中に羊水などがたまっていたりして、それが一時的にきこえや検査の反応を邪魔していることもあります。そのため、精密検査の結果、明らかな難聴はみられず「経過観察」となることもあります。

新生児聴覚検査で「要精密検査」となることは珍しくはありません。もし難聴があれば、「本当にきこえにくいのか」「どれくらいきこえにくいのか」「何が原因できこえにくいのか」をできるだけ早く特定して、お子さんに合った治療やコミュニケーションの方法を検討し、必要に応じて療育・教育につなげるために、専門の検査機関で「精密検査」を受けましょう。

Q2

精密検査はいつ、どこで受けられるのですか？

A2

精密検査を受ける時期は、産院を退院後にできるだけ早く(遅くとも生後1か月までに)受けることをおすすめします。

検査を受けられる機関には、赤ちゃんでも正確に聴力が測定できる設備をもつ耳鼻咽喉科など、「二次聴力検査機関」と「精密聴力検査機関」があり、県内の検査機関はこのパンフレットの裏面に掲載しています。

「精密検査」には新生児聴覚検査を受けた産科医療機関からの紹介状や事前の予約が必要です。新生児聴覚検査を受けた医療機関にご相談の上、「精密検査」を受けてください。

Q3

精密検査で難聴という結果でなければ将来的に大丈夫ですか？

A3

現時点での耳のきこえは問題ないということですが、軽度の難聴の場合、すぐには難聴と診断されず、長期間の経過観察を要することもありますので、その後の受診の要否は、医療機関とよくご相談ください。

また、生まれたときには異常がなくても、中耳炎やおたふくかぜなどの病気で難聴が起こることや、成長とともに難聴が進む場合もあるため、今回の検査のほかに、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査でも聴覚検査を受けることが必要です。

今後も成長にあわせて「呼びかけに対する反応が悪くないか」「テレビのボリュームを大きくしていないか」など、お子さんのきこえに関する行動を気につけ、気になることがあれば、かかりつけ医や市町の保健師へ相談してください。

